

議第7号

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和4年3月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

(提案理由)

組織再編に伴い、所要の規定整理を行うため。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の前提となる事実

組織名称変更に伴う改正

2 施行日

令和4年4月1日

3 改正の内容

「総務部情報システム課長」を「清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長」に改称する。(第3条第2項)

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の
一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務部情報システム課長」を「清流の国推進部デジタル推進局情報
システム課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

（新）

第一条及び第二条 略

（電子署名の種類）

第三条 略

2 特別の理由により、前項に掲げる職署名以外の電子署名を設けようとする職にある者は、当該署名を設けることについて、別に定めるところにより、清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）の承認を得なければならない。

第四条から第九条まで 略

附則 略

（旧）

第一条及び第二条 略

（電子署名の種類）

第三条 略

2 特別の理由により、前項に掲げる職署名以外の電子署名を設けようとする職にある者は、当該署名を設けることについて、別に定めるところにより、総務部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）の承認を得なければならない。

第四条から第九条まで 略

附則 略